

ごみステーションに出せないもの

排出禁止物 〈帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 第12条〉

- ・最大の辺が2m (材木などは直径20cm) を超えるもの、容量が2m³を超えるもの、重量が100kgを超えるもの
- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (P8参照)
- ・収集、運搬、処分する機材、施設を著しく汚損し、損壊する恐れのあるもの
- ・収集、運搬、処分の際、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすもの

オイル (液状)

● 廃オイル等

販売店・
取引業者
に相談



⚠ 空になったオイル缶は
「燃やさないごみ」の
指定ごみ袋に入れて出
してください。

液状のものは、前処理 (凝固剤を使用、または布か
紙に染み込ませる) をしてから「燃やすごみ」の
指定ごみ袋に入れて出すことができます。

● 廃食用油等

家庭から出る植物性の廃
食用油 (てんぷら油、サラ
ダ油、菜種油、ごま油、オ
リーブオイル) を帯広市
内のスーパーやガソリン
スタンド等で回収
問い合わせ: 帯広市環境課
電話0155-65-4135

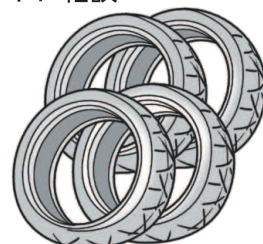
消火器

(一社) 日本消火器工業会
(消火器リサイクル推進センター)
(電話03-5829-6773)
が設置した特定窓口・指
定引取場所で回収



タイヤ

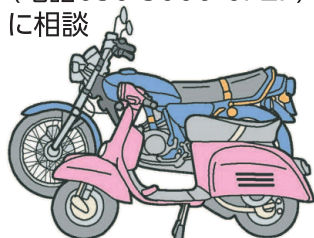
廃タイヤ取扱協力指定
店・販売店・ガソリンスタ
ンドに相談



⚠ 自転車・50cc以下の
オートバイのタイヤは
「燃やさないごみ」に出
してください。

オートバイ・スクーター

購入先か二輪車リサイク
ルコールセンター
(電話050-3000-0727)
に相談



バッテリー

販売店・ガソリンスタンド
に相談



農 薬

近所の方に譲るなどして
使い切る
使い切れない
場合は販売
店・メーカー
に相談



ガスボンベ

購入先で
引き取り



ピアノ

販売店に相談

パソコン

P10またはP27参考⑥参照

ウォーターベッド

販売店に相談

ガソリン・灯油

販売店・ガソリンスタンド
に相談

事業系ごみ

自ら処理するか、許可業者に
依頼

不法投棄は禁じられています!

- 不法投棄した者は、5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金、またはこの併科
〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号〉
- 法人の不法投棄に対しては3億円以下の罰金
〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項第1号〉

廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の
向上を図ることを目的に一般廃棄物及び産業廃棄物の
不法投棄は法律で禁止されています。
市では、パトロールなどの監視を強化し、関係機関と連携
し対応しています。

野外焼却は禁じられています!

- 廃棄物の焼却をした者は、5年以下の懲役もし
しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科
〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号〉

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけ
るだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害
物質発生の原因となります。
平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼
却には厳しい罰則が適用されています。